

著作権・肖像権に関する FAQ

【一般事項】

Q. 著作権に関する質問や確認ができる機関、もしくは現在情報公開している機関の URL、窓口など、どちらを参照すればよろしいでしょうか。

A. 以下、URL などをご参照ください。

(著作権情報一般)

公益社団法人著作権情報センター(CRIC)

著作権Q&A:<https://www.cric.or.jp/qa/index.html>

著作権電話相談室

専用電話:03-5333-0393 10:00~12:00, 13:00~16:00(土日祝を除く)

(授業目的利用)

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

運用指針:<https://sartras.or.jp/unyoshishin-2/>

問い合わせ先 <https://sartras.or.jp/preinquiry/>

(学術・研究利用)

一般社団法人学術著作権協会

FAQ:<https://www.jaacc.org/faq/>

問い合わせ先電話:03-3475-5618 9:30~17:30

Eメール:info@jaacc.jp

出版者著作権管理機構

FAQ:<https://www.jcopy.or.jp/faq/copy/>

問い合わせ先電話:03-5244-5088

Eメール:info@jcopy.jp

Q. 自身で確認を行う際に、何か参考になる書籍などあれば教えてください。

A. 以下、書籍などご参照ください。

(ベーシックかつ網羅的)

実務者のための 著作権ハンドブック(新版)

<https://www.amazon.co.jp/dp/4885260965>

(教育、研究に特化したガイド本)

教育現場と研究者のための著作権ガイド

<https://www.amazon.co.jp/dp/4641243441>

(Q&A形式で具体的な対処法がまとめられている)

著作権トラブル解決のバイブル! クリエイターのための権利の本

<https://www.amazon.co.jp/dp/4862464149>

【引用について】

Q. 引用について、自らの著作物が「主」と判断できる具体的な目安(例:全体に対する文字数、割合など)などはあるのでしょうか。

A. 主従関係が成立するには、質的及び量的にみて自己の著作物が主体であり引用する他人の著作物は従たる存在(補足説明、例証、参考資料等)である必要があります。原文を使用するのは50%以内というような基準を独自に設けているケースも散見され、全体の半分未満というのが一つの目安にはなりうるかと思われま

す。なお、他人の著作物が主たる存在であって自己の作成部分はその資料的記載にすぎない場合や、引用する著作物が独立して鑑賞の対象となり得るような態様で掲載した場合は成立しません。

Q. 図表を引用する際の主従関係について、引用する図表を主としてはならず、従として扱い、主はあくまでも自分の主張とすると、引用する図表1枚をスライド中、中心的に用いてはいけないということでしょうか。

また、書籍からの図表の引用については、全てを出版社から許諾を得る必要はなく、出典を明記し原図であれば、用いても問題ないのでしょうか。

逆に必ず許諾を得る必要のあるケースはどのような場合でしょうか。

A. まず、1つ目の質問についてですが、著作権法上、権利を制限する規定として認められている“引用”には4つの要件があり、その中で「目的上正当な範囲内であること」という要件の中に主従関係の考慮要素が含まれていません。

主従関係が成立するには、質的及び量的にみて自己の著作物が主体であり引用する他人の著作物は従たる存在(補足説明、例証、参考資料等)である必要があります。他人の著作物が主たる存在であって自己の作成部分はその資料的記載にすぎない場合や、引用する著作物を独立して鑑賞の対象となり得るような態様で掲載した場合は成立しません。

スライド資料は1枚でも資料として成立することもあり、1枚のスライドの中で自身の主張(著作物)と引用する著作物(文章、図表、写真など)に上記の主従関係を成立させておく方が望ましいと言えます。

したがって、引用する図表がスライドにおいて中心的に用いられているとすれば、主従関係の成立は難しくなると思われま

次に2つ目の質問についてですが、書籍からの図表の利用が著作権法上の“引用”にあたる範囲なのであれば出版社であろうと個人であろうと許諾を得る必要はありません。許諾を得る必要があるのは、“引用”にあたらぬ利用のケースですが、大きく2つ例外があります。

1つは授業の過程で利用する場合で、対面授業、オンライン授業の教材として利用するのであれば“引用”の範囲を超えて“(授業単元を教えるにあたっての)必要と認められる限度”の範囲で許諾なしで利用可能です。

もう1つは営利を目的としない上演等(資料代や参加費などの費用も徴収しないような講演会など)で利用する場合には、“引用”の範囲を超えて許諾なしで利用可能となります。ただし、この場合はあくまで上映のみを行うことができるのであって資料配布をするには別途許諾を必要とすることには注意が必要です。

Q. 論文の図表をもとに、自分で同様のものを作成(例えばグラフの線の形式を変更したり、英語を日本語にしたり)し、スライドに掲載した場合、引用元と「改変」という表記をしてきましたが、これは「翻案」ということになるのでしょうか? また、グラフの尺度名の和訳などを掲載することは「改変」とみなされるのでしょうか?

A. まず、“引用”による著作物の利用にあたっては、著作権法 47 条の 6 により“翻訳”することは可能とされています。

次に、図表の一部変更が“翻案”とみなされるかどうかについては、変更の程度にもよりますが、フォントやグラフの線の太さの変更などは主たる表現を変更しているとはいえないケースが多いと思われるので、敢えて“改変”とせずともよいのではないかと思います。ただし、あるアンケート結果をまとめた表で、列記された質問事項の文章を一部変更するような場合は、もし変更によって意味が若干変化してしまうのであれば“翻案”とみなされうると考えられますし、仮に意味が変化しないとしても文章を変更していることを踏まえれば、著作権法上は問題ないものの“筆者一部改変”などと明記しておくのが倫理上は望ましいと思われる。

Q. 教科書やテキストは、コピーして利用することは禁止でしょうか。権利関係も含めて、利用の際の手続きはどうか考えるべきでしょうか。

A. まず、教科書やテキストをコピーすることは、著作権法上は複製行為にあたり、通常は複製するためには著作権者の許可(許諾)が必要となります。

なぜ、“通常は”と前書きを置いたかという、著作権法上には複製に係る著作権者の権利(複製権)を制限する規定が存在するからです。質問者様の意図や利用背景を推測した上で、具体的に言及すると、著作権法35条の授業の過程における利用が該当し、仮にコピーする目的が大学等における授業目的での行為であって、必要限度と認められる範囲(教科書全部は当然に必要限度とは認められませんが、当該授業で教えようとしている單元にかかわる内容であってコピーが必要となる範囲)だとすれば、著作権者の許可(許諾)なく利用することができます。

Q.引用や図の掲載を検討する場合、講習会の内容によって扱いが異なるのでしょうか。有料、無料、サポートチーム内のみ、サポートチーム内保護者、学校教育(授業)、学校主催講演会、社内、社外、web講習等。

A.まず、“引用”とは、著作権法において著作権者の権利を制限する具体的な利用例の一つとして32条に規定されています。つまり、著作権法32条の要件を満たせば著作物利用はその範囲で自由といえます。

一方で、“図の掲載”が指すのが“引用”を超える範囲の利用なのであれば、32条は適用されませんので、そのほかの権利制限規定の適用があるかを探ることになり、“引用”とは大きな違いがあります。

講習会の性質から、対象者、開催方法の違いに至るまで広く記載されておりますが、多くはこれらの組み合わせに応じて許諾の要否が判断されますので、一概に結論づけることが難しいと言わざるを得ません。

ただし、権利制限規定に関していえば、考慮すべきなのは32条(引用)、35条(授業の過程における利用)、38条(営利を目的としない上演等)といったところになりますので、それぞれの規定でどこまでが利用可能かどうかはセミナーの内容からご理解いただければ幸いです。

なお、“引用”の要件は①公表された著作物であること、②「引用」の目的、③公正な慣行に合致していること、④目的上正当な範囲内であることの4つで構成されていますが、これらは6つのルールに解釈することができます。ご自身の利用が“引用”と言えるか、今一度ご確認くださいと思います。

1. 公表された著作物であること
2. 引用の必然性があること(内容と直接関係ないものを掲載していないか)
3. 本文と引用部分が明瞭に区分されていること(明瞭区分性)
4. 本文と引用部分に主従関係が認められること(主従関係)
5. 出展を明示すること(出展の明記方法に決まりはない)
6. 引用部分を改変しないこと(ただし、翻訳しての引用は認められている)

Q.文献の引用や転載、出典について、何がOKで何がNGなのかという線引きが不明瞭な人が多いと感じます。

完全に引用の範囲外のNG見本があればわかりやすいかと思います。例えば、執筆者に許可をとることはどの場合に必要なのでしょうか。特に有料アクセスの文献を引用する場合はどのような流れになるのでしょうか。

A.まず、“引用”というのは著作権法において権利を制限する規定として認められている利用行為であって、“引用”の範囲内の利用であれば許諾を得る必要はない、ということが前提になります。

次に、“転載”は“引用”を超えた範囲の利用について言及されますが、“転載”利用なのであれば許諾を得る必要がある、ということになります。

“引用”は著作権法32条に定められた権利を制限する規定の一つで、①公表された著作物であること、②「引用」の目的、③公正な慣行に合致していること、④目的上正当な範囲内であることの4つで構成されています

が、これらは6つのルールに解釈することができます。

1. 公表された著作物であること
2. 引用の必然性があること(内容と直接関係ないものを掲載していないか)
3. 本文と引用部分が明瞭に区分されていること(明瞭区分性)
4. 本文と引用部分に主従関係が認められること(主従関係)
5. 出展を明示すること(出展の明記方法に決まりはない)
6. 引用部分を改変しないこと(ただし、翻訳しての引用は認められている)

要件ごとに引用の範囲外となる判断基準としては、以下のようなものがあります。

「引用」の目的

- ・ 自己の主張の導入部として使用する
- ・ 自己のテーマに関連するものとして紹介する
- ・ 読者に鑑賞させ、又は読者の注意を惹く目的で、直接の関係がない挿絵、写真等を掲載する

公正な慣行に合致していること

- ・ 注意を惹く目的で説明内容とは直接の関係がないイラスト等を掲載
- ・ 自分の文章の一部として取り込む

目的上正当な範囲内であること

- ・ 他人の著作物が主たる存在であって、自己の作成部分はその資料的記載にすぎない場合
- ・ 引用する著作物を独立して鑑賞の対象となり得るような態様で掲載した場合

Q.Youtube動画の利用について、作成者のアカウント名とURLを添付したら講習会スライド等で利用しても良いのでしょうか。これも講習会の内容や発信媒体によって扱いが異なるのでしょうか。また、行政機関がアップしているもの、競技団体などがアップしているもの、個人がアップしているもので活用方法や対応は変わるのでしょうか。

A.Youtube動画をスライド資料に挿入し、講習会において動画を見せるようなケースかと理解しましたが、作者が自由に使ってよいと謳っていない限り、作者に許諾を得る必要があると考えられます。

講習会の内容や発信媒体で扱いが異なるかという点については、本ケースに関していえば、どのような内容、方法であっても許諾が必要なことには変わらないと思われます。

作成者の違いに関していえば、行政機関の資料については著作権法32条のなかで「国若しくは地方公共団

体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名称の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。」とありますので、利用可能なものもある、と言えます。その他、競技団体や個人がアップしたものについては、当該作成者が定める利用規約や免責事項に拠ると思いますのでよく確認して利用する必要があります。

【利用許諾の取得について】

Q. 活用する状況によって、何をどこまで許諾を取る必要があるのかが曖昧です。例えば、PPT のみの活用(配布物無し)、配布物(紙媒体)への使用、児童生徒、または保護者への配布物、HP 上に UP する場合など、それぞれで許諾の範囲が明確だと有難いのですが、いかがでしょうか。

A. 著作物を利用する状況に対応して許諾が必要となると考えられる権利については、以下の類型に大別できるとおもわれます。

① 図表を PPT にのみ利用し、配布物がなく、講演内容や映像がインターネット上で公開されない場合・・・

PPT への複製権、上映権

② 図表を PPT に利用し、会場参加者への配布物があり、講演内容や映像がインターネット上で公開されない

場合・・・PPT への複製権、上映権、配布物への複製権

③ ①あるいは②において、インターネット上で講演内容や映像、PPT 資料が公開される場合・・・①あるい

は②に加え、公衆送信権

なお、教育利用については、著作権法 35 条に定められた範囲であれば、無許諾で使用することが可能となっていますが、授業の一環での生徒への資料配布は可能である一方で保護者への資料配布は許諾が必要な行為となっています。

Q. 具体的なメーカーや、商品写真をスライドへ掲載する場合について、引用元(例えば、HPのURL)を記載すれば自由に掲載してよいのでしょうか。例えば、企業やカフェの製品の写真をいれる場合なども、その製品が掲載されているURLをスライド内にいれたら問題ないかどうか、不明瞭です。どのような目的(スライド内での使用目的)で使用するのか、メーカーや企業、カフェに許可をとる必要もあるのか、これも講習会の内容や発信媒体、有償・無償などによって異なるのでしょうか。

A. 具体的なメーカー(メーカーロゴと理解しました)のロゴや商品写真をスライドへ掲載する場合、出展を明記すれば自由に掲載できるのは3つのケースかと思います。

1つ目は当該商品のメーカーがロゴや写真の自由な利用を許可している場合であり、2つ目は当該画像の利用

が著作権法上の“引用”にあたる場合、そして3つ目は授業の過程における利用として授業用教材に利用する場
合です。

ご質問のケースの場合、まず“引用”の必然性として、批評・研究の対象としてロゴや写真を掲載するのであれば
合致しますが、単にテーマに関連するものとして紹介するに留まるのであれば合致するかどうかはグレーであり、
当該メーカーやカフェ(の運営会社)に許可を取った方がよいと言えるでしょう。また、掲載したスライドにおいて、
自身の作成した文章等に対して画像が相対的に少ないと言えるかどうかも考慮する必要があります。

メーカーやカフェの運営会社に許可を得る際には、どのような目的で利用するか(講習会での利用)、発信媒体
(会場で投影するだけなのかオンラインなのか)、講習参加者に資料を提供するのかを確認するとよいと思わ
れます。

【教育利用について】

Q. リーフレット等を作成する際に、レシピ写真などをネット上から活用しますが、その際に引用・転載元を明記し
たら使用させることは可能なのでしょうか。著作権法 35 条では良いとされるように読み取れますが、念のため確
認したいと思っています。

A. リーフレット等がどのような媒体で作成されるかにもよりますが、次のように場合分けできると考えます。

なお、著作権法 32 条に規定される引用に該当する可能性もありますが、研究・批評など正当な目的である必
要があり、リーフレットの内容によるといえます。

- ① 講義の一環における作成で、紙媒体で講義参加者にのみ配布される場合・・・無許諾無償で利用可能
(出典の明記は法律上不要だが、倫理上は明記した方がよいと考えます。)となります。
- ② 講義の一環における作成で、電子媒体で講義参加者にのみ配布される場合・・・補償金を支払う(所属
機関が支払うこととなります。ただし、令和 2 年度に限っては無償となっています。)ことで、無許諾で利用
可能(出典の明記は法律上不要ですが、倫理上は明記した方がよいと考えます。)となります。
- ③ 講義の一環ではなく、学生の独自の活動の場合・・・著作権者の許諾を得て利用する必要があります。

【その他】

Q. 論文を要約した解説内容の発信や、翻訳が原著者の意図と異なる場合の判断はどのようにすればよいのでし
ょうか。

A. 著作権者は「自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない」という同一性保持権を有し
ています。要約内容が、原著者の意図と異なるかどうかはあくまで原著者の判断によるわけですが、論文の要約
であれば方法や結果はあくまで事実が記載されていることが多いですので、問題になりうるとすれば緒言や考察、
結論の部分ではないかと思われます。同一性保持権への抵触を避けるという意味では、要約にはあたらぬ方
法として、論文における事実の部分だけを切り出し、解説部分ではあくまで自身の言葉で表現すればよいと思
われます。

Q.コラムなどを執筆する際に、自身が和訳をして、和訳した図や表の作成を業者に依頼した時に、同じデザインをモチーフにしてオリジナル化した場合は問題ないのでしょうか。それに伴って表や図の右下に表記する文言は「図引用筆者和訳」などの示し方はどうしたらよいでしょうか。

A.他の著作者の作成した図や表を和訳し、“同じデザインをモチーフ”にしてオリジナル化する、ということですが、同じデザインというのが同じ表現形式を指しているのであれば、改変行為にあたると考えられますので、原著作者あるいは出版社に許諾を取った上で利用するのが望ましいと思われま。

仮に許諾が取れた際は、「筆者一部改変」としておけばよいかと考えます。

以上